



被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成23年10月21日（金）（第29報：戸別配布版）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

－第29報の内容－

お知らせ	1	医療・介護・健康について	10
原子力損害賠償について	3	教育について	11
生活支援について	4	警戒区域等における環境放射能測定結果	12
雇用・経営について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	13
住宅について	8	◆市町村問い合わせ先一覧(10月21日現在)	16

お知らせ

1 福島県議会議員一般選挙・市町村選挙について（更新）

県議会議員一般選挙・市町村選挙の投票日は11月20日（日）です。東日本大震災の影響等で避難されている方で、当日投票所に行けない方は、下記のとおり期日前投票制度又は不在者投票制度により投票することができます。

選挙の種類	期日前・不在者投票のできる期間
【告示日 11月10日（木）】 県議会議員選挙・広野町議会議員選挙・川内村議会議員選挙・大熊町長選挙・大熊町議会議員選挙・双葉町議会議員選挙・浪江町長選挙・葛尾村議会議員選挙	11月11日（金） ～11月19日（土）
【告示日 11月13日（日）】 相馬市議会議員選挙	11月14日（月） ～11月19日（土）
【告示日 11月15日（火）】 川俣町議会議員選挙・新地町議会議員選挙	11月16日（水） ～11月19日（土）

【期日前投票】

期日前投票所に置いてある宣誓書の記載が必要となります。

◆時間 午前8時30分～午後8時（土曜日・日曜日もできます）

※期日前投票所は、各市町村に1か所以上設けられますが、複数設けられる場合は、投票所によって期間・時間が異なる場合があります。

◆場所 市町村選挙管理委員会が定める期日前投票所

【不在者投票】

東日本大震災による避難等で、住民票のある市町村外に避難している方は、滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

◆時間

①福島県内の市町村：午前8時30分～午後8時（土曜日・日曜日もできます）

②福島県外の市区町村：投票する市区町村で選挙が行われていない場合

→執務時間内（通常、平日の午前8時30分～午後5時）

：投票する市区町村で選挙が行われている場合

→平日休日を問わず午前8時30分～午後8時

◆場所 滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

◆手続き

①投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※「不在者投票請求書・宣誓書」の様式は、住所地の市町村から送付される場合もありますが、県選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。

②投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

※不在者投票証明書の開封や投票用紙の事前記入は絶対にしないでください。

③受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票する

※余裕を持って早めの投票をお願いします。

【お問い合わせ先】

●福島県選挙管理委員会 ☎024-521-7062

またはお住まいの市町村選挙管理委員会

●ホームページ [福島県選挙管理委員会](#) [検索](#) ↗

※今後、選挙公報や候補者の情報（氏名等）をホームページでお知らせします。

2 〈ごちそう ふくしま満喫フェア 2011〉の開催について（新）

東日本大震災や原子力発電所の事故により、甚大な影響を受けている福島県の食の力を県内外へ発信するため、県内の食産業に関わる関係者が連携し、総力を挙げて食の祭典イベントを開催します。

◆日時 11月5日（土） 午前10時～午後5時
11月6日（日） 午前10時～午後4時

◆場所

- ・福島駅東口駅前広場
- ・パセオ通り
- ・福島駅周辺イベントホール等
- ・街なか広場、本町パーキング
- ・福島駅前通り

◆主催 ふくしま・地域産業6次化推進協議会

◆内容

- ・県内の約200事業者・団体等による6次化商品、名物料理などの試食・PR・実演・販売
- ・著名人によるトークや地元バンドによる演奏などの各種ショー
- ・移動水族館、木工や絵付けなどの体験コーナー、県内「ゆるキャラ」全員集合
- ・御当地グルメ

浪江やきそば、会津ソースかつ丼、会津そば、会津地鶏、川俣シャモ、相馬ジュシーメンチカツ、福島ギョーザ、サンマのポーポー焼き、郡山グリーンカレー など

【お問い合わせ先】

●ふくしま・地域産業6次化推進協議会事務局（福島県農産物流通課）

☎024-521-7371

3 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施します。

○皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、基本調査の問診票を順次郵送しています。（いわき市は10月27日より順次発送。その他の市町村は発送完了。）

「基本調査」は、将来にわたる皆様の健康管理の基礎的な資料となるものです。皆様の3月11日～25日を中心とした7月11日までの行動記録をもとに、放射線による外部被ばく線量の推計評価等を行い、その結果をお一人お一人にお知らせします。

外部被ばく線量は、「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」「どのように移動したか」など、行動記録の情報に基づいてしか推計することができません。したがって、皆様の行動記録が重要となります。

つきましては、問診票が届いた方で、返送がお済みでない方は、ご記入のうえ返送くださいますようお願いいたします。

問診票が届いていない方は、福島県立医科大学県民健康管理調査事務局にご連絡ください。

○調査内容

①基本調査（県外避難者を含む3月11日時点での県内居住者を対象）：今回の調査

3月11日以降の行動記録等を問診票に記入していただきます。

問診票を順次郵送しています（浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区については先行調査を実施しました）。

②詳細調査：今後実施予定の調査

・甲状腺超音波検査（18歳以下の全県民対象／3年程度で対象者全員の現状把握、その後定期的に検査）

・健康診査（既存の健診を活用／避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方については、一般健診項目に白血球分画等を追加）

・こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方を対象とした質問紙調査）

・妊産婦に関する調査（平成22年8月1日～平成23年7月31日の母子健康手帳申請者を対象とした質問紙調査）

【お問い合わせ先】

●問診票の送付・記載方法に関するお問い合わせ

福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時）

●調査全般に関するお問い合わせ

福島県健康管理調査室

☎024-521-8028（毎日：午前8時30分～午後7時）

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) [検索](#) ↖

4 避難所に避難されている皆様へ

県内における一次避難所及び二次避難所に避難されていたほとんどの方が、生活再建の第一歩として、仮設住宅や借り上げ住宅等に順次移動しております。

これらのことに伴い、10月末をもって県内避難所を閉鎖することとなっておりますので、まだ仮設住宅等へ移動できない方は、各市町村にご相談ください。

原子力損害賠償について

1 原子力損害賠償に係る請求について

9月から、個人・法人等に対する原子力損害賠償の請求受付が開始されました。

請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口の開設を行っていますが、請求手続きの相談、最寄りの会場についての情報が必要な方は、下記コールセンターにお問い合わせください。

また、個人事業主、法人等で請求書様式の入手を希望する方は、同様に下記コールセンターにお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター）

受付時間：午前9時～午後9時：毎日

電話番号：0120-926-404（フリーダイヤル）

2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について（更新）

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会が各種相談窓口を開設しています。

①県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎024-523-1501

・相談時間 午前8時30分～午後9時（平日・土日祝日も受付）

・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日（祝日含む）午後1時～午後5時

※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

・本賠償の請求が開始されたことに伴い、仮設住宅など避難者が多い地域を中心に弁護士による巡回法律相談を10月から県内5か所で毎週実施しています。

・相談時間30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）※ただし、先着受付順となります。

・受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付

※11月以降の会場、相談日等については、現在調整中ですので、上記窓口にお問い合わせください。

②弁護士会

◇弁護士に電話で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時）

☎024-534-1211（福島） 024-925-6511（郡山）
0242-27-2522（会津若松） 0246-25-0455（いわき）

◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎0120-366-556（平日 午前10時～午後3時）

◇弁護士に面談形式で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

- ・相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）
 - ・場所：県内7か所（福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市（平））
- ☎0120-700-791（平日 午前10時～午後4時）

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介
 - ※対応の流れ：センターへ電話→担当弁護士の紹介→担当弁護士へ連絡→担当弁護士事務所で相談
 - ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）
 - ・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
 - ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）等
- ※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。
- ☎024-533-7770（平日 午前10時～午後3時）

③行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
- ・電話相談：0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前10時から午後5時まで。受付は午後4時まで。
（土日祝日開設。毎週月曜日及び年末年始休業）
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

④国

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6（COI新橋ビル3階）
- ・[福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10（郡中東口ビル2階）
- ・電話番号：0120-377-155（平日 午前10時～午後5時）
- ・福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

【お問い合わせ先】

●福島県原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

生活支援について

1 東日本大震災に伴う自動車抹消登録等の被災者支援事業について

東日本大震災で使用不能等になった自動車の永久抹消登録及び自動車重量税還付手続きを「無料」で行っております。まだお済みでない方は、ご利用ください。

◆対象車

- 東日本大震災により滅失し又は使用不能になった自動車
- 福島第一原子力発電所から半径20km圏内の警戒区域に放置された自動車で、今後二度と使用しない自動車

◆手続きの内容

- 永久抹消登録手続き
- 自動車重量税還付申請手続き

◆手続き費用 無料 ※ただし、相続手続きに伴う謄本等の取得費用は有償となります。

◆実施期限 平成24年3月11日まで ※平成23年12月29日～平成24年1月4日を除く

【お問い合わせ先】

●福島県行政書士会福島支部運輸交通部

☎024-539-6262（平日：午前9時～12時、午後1時～4時）

2 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

◆対象世帯（①及び②の両方に該当する世帯）

①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）

・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。

※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。

・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯

②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）

※低所得世帯とは1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍以下の世帯のこと。

◆貸付対象者の要件

①世帯の生計中心者であること

※ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする。

②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。

③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。

◆貸付の内容（概要）

①資金の種類・用途・貸付限度額

・一時生活支援費（用途：生活の復興の際に必要な当面の生活費）

（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内 各、6ヶ月以内

・生活再建費（用途：転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等）80万円以内

・住宅補修費（用途：住宅の補修費用）250万円以内

②連帯保証人：原則1名必要

③貸付金利子：無利子（連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子）

④据置期間：貸付日から2年以内

⑤償還期間：20年以内（貸付金額に応じて異なります）

◆その他

・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。

※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。

・貸付条件等詳細は、住民票のある（避難されている場合は、避難先）市町村社会福祉協議会へご相談ください。

【お問い合わせ先】

●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）

☎024-523-1250（午前9時～午後5時、土、日祝日を除く）

雇用・経営について

1 就職支援イベントについて

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	備考
平成23年度ふくしま大卒等合同就職面接会	11月2日（水） 13:00～16:00	郡山ビューホテルアネックス 4階花勝見等	○参加対象 ・平成24年3月卒予定の大学生等 ・平成21年3月以降卒業の未就職者

			○問合せ先 福島労働局職業安定課 電話 024-529-5369 福島県雇用労政課 電話 024-521-7290
大学生等の保護者向け就職支援セミナー	11月3日(木・祝) 13:30~16:30	コラッセふくしま 5階研修室A・B	○参加対象 ・大学生等の保護者で 福島県在住の方 ○問合せ先 若年者県内就職総合支援 事業事務局 電話 024-941-1711 福島県雇用労政課 電話 024-521-7290
	11月12日(土) 13:30~16:30	会津アピオスペース 1階大会議室	
	11月19日(土) 13:30~16:30	郡山市労働福祉会館 3階大ホール	
	11月26日(土) 13:30~16:30	いわき産業創造館LA TOV6階セミナー室	
ふくしま就職応援センター 就職支援セミナー	11月9日(水) 13:30~16:30	白河市立図書館内 地域交流会議室	○参加対象 県内就職希望者 ○問合せ先 ふくしま就職応援 センター白河窓口 電話 0248-27-0041
	11月11日(金) 13:30~15:30	会津若松商工会議所会館 小会議室	○参加対象 県内就職希望者 ○問合せ先 ふくしま就職応援 センター会津若松窓口 電話 0242-27-8258

2 がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じて避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を、受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方に限らず失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による(フルタイム・パートの別あり)
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティに関する業務(清掃等の環境整備)
 - ・災害弱者などへの生活支援(通院介助、買い物代行支援)
 - ・支援物資の整理・配布
 - ・災害対策本部における業務 など
- ◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所
- ◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等にも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【お問い合わせ先】

●雇用に関するお問い合わせ

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎0120-650-110
- ・ 県中 : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス株式会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津・南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7510
- ・ 相双 : 株式会社ワールドインテック ☎0244-26-8526
- ・ いわき : 株式会社ワールドインテック ☎0246-38-6527

●事業に関するお問い合わせ

福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

●ホームページ [福島 絆 検索](#) ↗

3 ふるさとふくしま巡回就職相談ステーションの相談活動について

東日本大震災や原発事故で避難されている求職者の生活再建を促進するため、8月から「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション」のジョブプランナーが、県内外の避難所、仮設住宅等を巡回して就職相談を実施し、被災者等求職者の就職を支援しています。

また、各相談ステーションにおいても同様に就職相談などを実施します。

◆委託先：株式会社パソナ

【各相談ステーション】

相談ステーション	住所	連絡先	活動範囲(県内)	活動範囲(県外)
福島	〒960-0111 福島市丸子字町頭 17-6 OS丸子ビル1階	☎024-554-4156	県北・相双	群馬県・埼玉県 東京都・神奈川県
郡山	〒963-8862 郡山市菜根5丁目11-3 ケイ企画ビル2階	☎024-925-0811	県中・県南 会津・南会津 いわき	山形県・栃木県 新潟県

【利用日時】 月～土曜日 午前10時～午後7時（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【お問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

●ホームページ [Fターン](#) [検索](#) ↗

4 中小企業等復旧・復興支援制度について

東日本大震災・原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助します。

◆対象者

- ①東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業者等
- ②原子力発電所事故に伴う警戒区域等に事業所がある中小企業者等

◆対象要件

- ①県内で空き工場・店舗等を借り上げ、現状を回復するための事業再開を行う場合
- ②県内で工場・店舗等を購入または建て替え、修繕を行う場合

◆受付開始時期

平成23年11月1日を予定

※受付開始は、新聞・福島県ホームページ等でお知らせします。

◆申請窓口

最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

※申請書類は、各地方振興局またはホームページから入手できます。

【お問い合わせ先】

●福島県企業立地課 ☎024-521-7280

●福島県商業まちづくり課 ☎024-521-7299

●福島県商工総務課 ☎024-521-7270

●ホームページ [福島県中小企業等復旧・復興支援](#) [検索](#) ↗

5 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）について

【農家経済維持支援資金】

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

- ①警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等
- ②作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

◆資金用途 農家経済の維持に必要な資金

◆貸付限度額 200万円

◆貸付利率 無利子

◆償還期間 5年以内（うち据置3年以内）

◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

6 耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

◆事業内容

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」の設置を支援しています。

今年度から「被災者支援実証ほ」の設置が可能となり、実証ほを設置した市町村の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるようになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、地域協議会が農業用施設（パイプハウス等）を設置した場合には、その利用も可能となります。

【お問い合わせ先】

●福島県農村振興課 ☎024-521-7416

●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

住宅について

1 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

10月21日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆浪江町	☎0243-62-0123	◆富岡町	☎0120-336-466
◆西郷村	☎0248-25-1117	◆南相馬市	☎0244-24-5255
◆葛尾村	☎0247-61-2850	◆矢吹町	☎0248-44-2300
◆双葉町	☎0480-73-6880		

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#) ↗

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル
(県内避難者) 024-521-7698、7867
【受付時間：(毎日) 午前8時30分～午後5時15分】

2 福島県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還(遡及措置)について

3月11日の被災日以降、避難のため被災者が自ら県内の民間賃貸住宅に入居し、被災者が既に支払った入居のための費用については、入居日にさかのぼって県が負担します。

◆対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。

- ①避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯
- ②避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅から、県内の別の応急仮設住宅等に住み替えた世帯

※この制度は民間賃貸住宅の入居費用を対象としていることから、ご自分でペンションや旅館に支払った費用は、本制度の対象外です。

◆対象期間

平成23年3月11日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間（なお、県が負担した対象費用の期間については、借上げ住宅・仮設住宅等の入居期間として取扱います。）

◆対象費用

- ・対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料
- ・損害保険加入費用(入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等)
- ・家賃(駐車場代を含めることを可とする)、管理費、共益費

※ただし、以下の費用については対象費用から除きます。

- ①上記費用のうち、県契約に切替えの際に貸主と仲介業者等から被災者に返還されている費用
- ②県が既に負担した費用と重複する費用

◆申請手続き

申請者（入居者）が「家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書」に必要事項を記入、押印し、貸し主、仲介業者から承諾印をもらった上で、以下の申請に必要な書類を、下記の「郵送先」へお送りください。

- ①家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書（3部）
- ②被災された方（申請者）自らが契約した民間賃貸住宅の契約書の写し（1部）
- ③各市町村が発行した入居決定通知書等の写し（1部）
- ④支払先・金額が記載されている領収書の写し、振り込み明細書の写し（1部）
- ⑤振込口座が確認できる預金通帳の写し（1部）
- ⑥住民票等の写し（1部）（※申請者名と⑤振込口座の名義が異なる場合のみ添付）

◆申請受付期限 平成23年10月31日(月)まで

※郵送のみの受付で、上記受付期限日必着とします。

【郵送先及びお問い合わせ先】

●〒960-8670 福島県災害対策本部 そきゅうそち 遡及措置担当

☎024-522-6511、6512（平日のみ 午前9時～午後5時）

※申請書等については、下記の福島県ホームページに掲載しています。なお、各市町村窓口においても申請書を配布しています。

●ホームページ [福島県 遡及措置](#) [検索](#) ↖

3 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

また、借上げ住宅特例措置の入居受付期限については、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。ただし、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯の入居は引き続き受付します。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象とします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

①住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯

②民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

①原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの

※ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下

②当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

ただし、県内から県内への住替えの受付期限は、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。なお、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯と県外から県内に住替えする世帯は引き続き受付します。

【お問い合わせ先】

●被災者住宅相談窓口

☎024-521-7698、7867（毎日 午前8時30分～午後5時15分）

4 県外の借上げ住宅について

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、10月21日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

- | | | | |
|------|----------------------------|-------|-------------------------|
| ◆青森県 | ☎017-734-9580・9581 | ◆長野県 | ☎026-235-7407 |
| ◆岩手県 | ☎0120-882-606 | ◆兵庫県 | ☎078-232-9564 |
| ◆宮城県 | ☎022-211-3257 | ◆鳥取県 | ☎0857-26-7411 |
| ◆秋田県 | ☎018-860-4503 | ◆島根県 | ☎0852-22-5084 |
| ◆山形県 | ☎023-630-2640・2646 | ◆福岡県 | ☎092-643-3729 |
| ◆茨城県 | ☎029-301-5977 | ◆佐賀県 | ☎0952-25-7385 |
| ◆群馬県 | ☎027-226-2950・2951・2952 | ◆長崎県 | ☎095-895-2410 |
| ◆千葉県 | ☎043-223-2675 | ◆熊本県 | ☎096-383-1111 (内線 7014) |
| ◆新潟県 | ☎025-280-5444、025-282-1775 | ◆宮崎県 | ☎0985-26-7196 |
| ◆山梨県 | ☎055-223-1477 | ◆鹿児島県 | ☎099-286-2824 |
| ◆沖縄県 | ☎090-3794-0530・8217 | | |

また、県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還(遡及措置)については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力(株)へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力(株)福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

※その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援については、現在、各自治体で検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況については、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

※「**福島県県外避難者支援ブログ**」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧ください。

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部県外避難者支援チーム

☎024-523-4157 (平日 午前8時30分～午後5時15分)



医療・介護・健康について(更新)

○ 医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から、住家の全半壊、死亡・行方不明、原発事故による避難指示等の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要です。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村(保険者)に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

- ・一部負担金の免除期間は、平成24年2月29日までです。
- ・入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間は、8月31日までとなっておりましたが、当面、9月以降も延長されることになりました。免除期間は「厚生労働大臣が定める日」までとなり、今後決定されます。
- ・既に交付されている一部負担金等免除証明書及び食費・居住費減免認定証に入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間が8月31日までと記載されている場合であっても、当面、9月以降も有効なものとして取り扱われるため、再度交付を受け直す必要はありません。

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。(医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ)

免除期間終了まで不要	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
------------	-------------------------------------

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

※緊急時避難準備区域の解除(平成23年9月30日)の対象となった場合でも、免除期間は「厚生労働大臣が定める日」まで当面継続しますので、直ちに免除措置が終了することはありません。(対象市町村 田村市、南相馬市、檜葉町、川内村の一部及び広野町の全部)

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村(保険者)の窓口をお願いします。

教育について

1 平成24年度サテライト校設置方針について

平成24年度のサテライト校については、次の基本方針の下に設置します。学区別の方針等については、福島県教育庁学校経営支援課のホームページを御覧ください。

<基本方針>

- 1 サテライト校については、相双地区から避難した生徒が相双地区の高等学校に在籍したまま学ぶことができるよう臨時の措置として設置したものであるが、分散したサテライト方式の教育には制約があり、各高等学校の存続にも困難が生じていることから、平成24年度においては、各校の個別の事情に配慮しながら、サテライト校の集約を進める。
- 2 サテライト校を集約するに当たっては、保護者が他地区に居住しており、保護者の元からの通学が困難となる生徒のために、宿泊施設等の確保について検討する。
- 3 サテライト校の集約に伴い、サテライト校から他の高等学校への転学を希望する生徒に対しては、期日を定めて転入学試験を実施するよう検討する。
- 4 県立高等学校の平成24年度生徒募集定員については、震災に伴い県内外に避難している中学生が高等学校への入学の機会が得られるよう配慮する。
なお、平成24年度にサテライト校を設置する相双地区の高等学校の生徒募集定員については、平成23年10月中旬を目途に、他の高等学校の募集定員と併せて公表する。
- 5 平成24年度入学者選抜において、各地区に避難している中学生の出願については、避難前の居住地又は避難先の居住地のいずれかの学区内の高等学校を選択し、出願できるように配慮する。

※生徒募集定員については、10月14日に公表しております。

【お問い合わせ先】

- 福島県教育庁学校経営支援課 ☎024-521-7763
- ホームページ [平成24年度 サテライト校 検索](#) ↗

2 就学時健康診断について

来年度小学校に入学されるお子さんをお持ちの保護者の方にお知らせします。

毎年、次年度小学校に入学されるお子さんを対象とし、「就学時健康診断」が行われます。通常、入学予定の小学校がある市町村において実施するものですが、この度、避難もしくは転居された方は、**現在お住まいの市町村**で実施することとなります。

実施にあたっては、**現在お住まいの市町村教育委員会**より通知があります。なお、市町村によって、実施時期が異なりますので、通知が来ないなど不明な点がある場合は、お問い合わせください。

◆検査の項目

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○栄養状態 | ○耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| ○脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | ○歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| ○視力及び聴力 | ○その他の疾病及び異常の有無 |
| ○眼の疾病及び異常の有無 | |

【お問い合わせ先】

- 現在お住まいの市町村教育委員会

3 <ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト>

ふくしまっ子体験活動応援事業について

夏休み等を中心に子どもたちがのびのびと自然体験活動等を行う場合、県が宿泊費等を補助する「ふくしまっ子夏の体験活動応援事業」を「ふくしまっ子体験活動応援事業」として平成24年3月まで期間を延長します。

また、会津自然の家においても、親子等が無料で楽しめるプログラムを提供します。

- (1) ふくしまっ子体験活動応援補助事業

◆期間 10月1日～3月31日

◆参加対象

幼児・小・中学生（特別支援学校を含む）を中心とした団体（幼稚園、保育所、学校の部活動、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会、社会教育団体等）。

※子どもの参加状況によって保護者、引率者等も補助の対象になります。

◆参加規程

- ・子どもの参加が5名以上の団体とします。
- ・実施場所及び宿泊場所は、福島県内とします。
- ・自然体験活動や交流活動等を中心としたものとします。
- ・1団体1回の参加とします。

◆補助内容 一人当たり

- ・宿泊費 1泊7,000円を上限とし、7泊まで補助
- ・交通費（体験活動費を含む）5,000円を上限として補助
- ・保険料 1,000円を上限として補助

◆申し込み先

- ・市町村企画事業は、お住まいの市町村教育委員会へ
- ・各種団体参加は、県内主要旅行業者へ10日前までに連絡し、活動内容のコーディネートをお願いしてください。

(2) 自然の家体験活動応援事業（県立会津自然の家で実施します。）

◆期間 10月～3月

◆対象 幼児・小・中学生及びその家族

- ◆内容 ① 日帰りの活動（歴史探索やクリスマス会）3回
- ② 1泊2日等での活動（家族キャンプや冬の自然体験活動）4回

◆参加料 無料（食費、材料費を含む。ただし、現地までの交通費は自己負担）

【お問い合わせ先】

●福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-7799

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします（平成23年10月13日 16:00現在）。

【警戒区域】

（単位： μ Sv/時）

楡葉町			富岡町				
旧楡葉 消防分署	繁岡地区 集会所	中平 集会所そば	滝の沢	JAふたば 南部営農センター	旧富岡町 役場	養護老人ホーム 「東風荘」	リフレ富岡駐車場
0.36	1.24	1.48	1.83	2.23	3.75	5.25	4.65

大熊町	浪江町			双葉町			
原子力 センター	中央公園	幾世橋 小学校	福島県浪江 ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的 集会所	双葉体育館	郡山公民館
6.58	1.21	0.56	3.87	14.35	28.46	5.81	1.76

【計画的避難区域】

（単位： μ Sv/時）

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
5.91	6.71	1.45	2.07	8.27

【緊急時避難準備区域】 ※9月30日付けで区域解除

（単位： μ Sv/時）

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	二ツ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	南相馬合同庁舎駐車場
0.42	0.64	0.17	1.84	0.80	0.43

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、富岡町1局の計5局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

●警戒区域等における環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧いただけます。

【PC】 [福島 環境放射能](#) ↩

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください。



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359 0120-755-199 043-290-4003	政府原子力災害現地対策本部 (8時～22時:毎日) (独)日本原子力研究開発機構 (9時～18時) (独)放射線医学総合研究所 (9時～21時)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時～15時:平日) 県弁護士会 (14時～16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室 (9時～21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	福島県 (8時30分～21時:土日祝を含む) ※毎週水・金(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分～17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO法人あいえるの会 (8時30分から17時30分まで(年末年始を除く毎日))
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会 「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日:9時30分～18時 土:9時30分～13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (平日:9時～18時)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談(9時～17時:平日) 専門相談(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所

こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9 機関 9 時～17 時：平日) 福島いのちの電話 (10 時～22 時：土日含む) 震災こころのホットセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9～21 時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6 機関 8 時 30 分～17 時 15 分：平日) パープル・ホットライン(24 時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12 時、13～16 時 水 13～17 時、18～20 時
◆生活に関する相談 【受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (平日 9 時～18 時 30 分)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財) 福島県国際交流協会 受付時間 9 時～16 時(火～土)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8 時 30 分～17 時 15 分 祝祭日も除く)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (平日 8 時～17 時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部 (平日 9 時～17 時)
行方不明者に関する相談	024-522-2151	福島県警察本部 生活安全企画課

	(内線 3024)	
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9 時～17 時)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9 時～16 時)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10 時～19 時)
(生活・就労相談)	03-3545-6140	[F ターンセンター東京] (月～土：10 時～18 時)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8 時 3 0 分～17 時)
(看護職の就業に関する相談)	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10 時～18 時 3 0 分)
	0248-27-0041	ふくしま就職応援センター [白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0244-23-1239	[南相馬窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口] (月～土：10 時～19 時)
	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8 時 3 0 分～16 時 3 0 分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベーションルーム) (13 時～17 時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課		
【受付時間：8 時 3 0 分～2 1 時 (毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談		
【受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分】		
国管理道路 (国道 4 号, 6 号, 13 号, 49 号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

●「福島県からののお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】 

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。



※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。

市町村問い合わせ先一覧

(10月21日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111	
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111	
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111	
	檜葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111	
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111	
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111	
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131	
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111	
	浪江町 ※	0243-62-0123		鮫川村	0247-49-3111	
	葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)		会津若松市	0242-39-1111	
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221	
	飯舘村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111	
	県北管内	いわき市		0246-25-0500	会津管内	西会津町
福島市		024-535-1111	磐梯町	0242-74-1211		
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111		
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503		
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800		
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112		
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511		
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111		
県中管内	大玉村	0243-48-3131	南会津管内	昭和村	0241-57-2111	
	郡山市	024-924-7111		会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122	
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111		南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111		※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111		檜葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121		富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111		川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111		双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)			
		葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)			
		飯舘村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川10番地の2)			